

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

のぞみケアサービスセンター

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(静岡県指定 第 2270401314 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	5
7. 苦情の受付について（契約書第 17 条参照）	5
8. 事故発生時の対応について	6
9. ハラスメント対策	6
10. 虐待防止に関する事項	6
11. 身体拘束の適正化	6
12. 感染症の予防及びまん延防止	6
13. テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施	7
14. 居宅サービス事業所等の選定理由の説明・事業者提供割合の説明	7

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人（社団）川口会
(2) 法人所在地 静岡県掛川市大池 680
(3) 電話番号 0537-22-4178
(4) 代表者氏名 理事長 田上 和
(5) 設立年月 昭和 40 年 4 月 22 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的 当事業所は適正な運営を確保し、利用者に対し適正な居宅介護支援事業を提供することを目的とする。
(3) 事業所の名称 のぞみケアサービスセンター・令和 3 年 9 月 1 日指定
静岡県 2270401314 号
(4) 事業所の所在地 静岡県伊東市宇佐美 2405 番地の 2
(5) 電話番号 0557-48-0658
(6) 事業所長（管理者） 工藤 志乃
(7) 当事業所の運営方針
①当事業所は市町村からの委託を受け要介護認定に係わる訪問調査を実施する。
②当事業所は、利用者が保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、利用者の依頼を受けて居宅介護サービス計画を作成し、その計画に基づいたサービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介、その他の便宜の提供を行うものとする。
(8) 開設年月 令和 3 年 9 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 伊東市地区
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日(12/31～1/3 を除く)
営業時間	8：30～17：00（但し、電話等により 24 時間対応）

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	保有資格の内容
1. 事業所長（管理者）	1 名	—	1 名	主任介護支援専門員と兼務
2. 介護支援専門員	1 名	—	1 名	主任介護支援専門員・介護福祉士

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

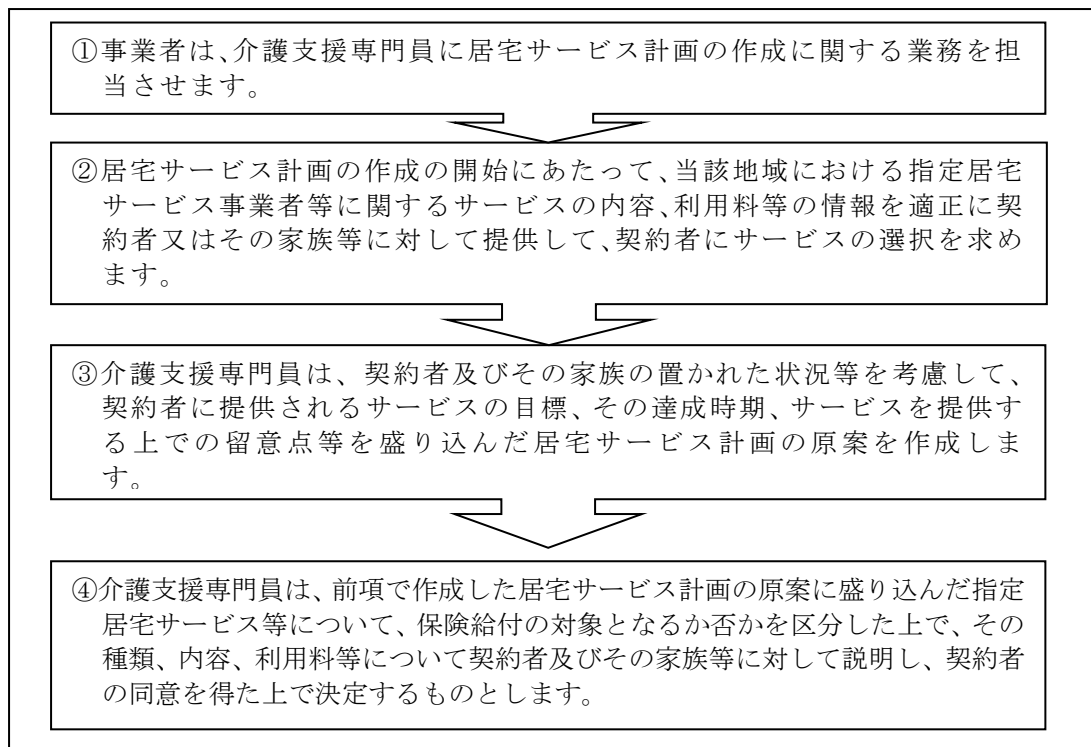
(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

<サービスの内容>

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

※居宅介護支援の業務範囲外の内容

下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては必要に応じて他の専門職を紹介します。

- 救急車への同乗 ○入退院時の手続き ○生活用品調達等の支援
- 家事の代行業務 ○金銭管理

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

①居宅介護支援費

要介護 1～2	10,860 円(1 月につき)	要介護 3～5	14,110 円(1 月につき)
---------	------------------	---------	------------------

②加算

入院時情報連携加算 Ⅰ	2,500 円(月 1 回限度)	初回加算	3,000 円
入院時情報連携加算 Ⅱ	2,000 円(1 月につき)	特定事業所加算 (Ⅰ)	5,190 円(1 月につき)
退院・退所加算 (参加なし)	4,500 円 (1 回) 6,000 円 (2 回)	特定事業所加算 (Ⅱ)	4,210 円(1 月につき)
退院・退所加算 (参加あり)	6,000 円 (1 回) 7,500 円 (2 回) 9,000 円 (3 回)	特定事業所加算 (Ⅲ)	3,230 円(1 月につき)
通院時連携加算	500 円(1 月につき)	特定事業所加算 (A)	1,140 円(1 月につき)

(2) 交通費（契約書第 8 条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費(1 km×45 円)をいただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下の方法でお支払い下さい。下記指定口座への振り込みとなります。

金融機関：	三島信用金庫（金融コード 1506）
支店名：	宇佐美支店（店番 040）
口座：	普通預金
口座番号：	1 0 7 4 1 5 6
名義：	医療法人（社団）川口会 理事長 田上和
フリガナ：	イ) カワグチカイ リジチョウ タガミ ヤマト

前記(2)の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 管理者兼主任介護支援専門員 工藤 志乃 TEL：0557-48-0658

受付時間：毎週月曜日～土曜日 8：30～17：00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

伊東市役所 高齢者福祉課	所在地 伊東市大原2丁目1番1号 電話番号 0557-32-1563 FAX 0557-36-1165 受付時間 月～金 8：30～17：15
熱海市役所 市民福祉部保険課 介護保険室	所在地 熱海市中央町1番1号 電話番号 0557-86-6282 FAX 0557-86-6264 受付時間 月～金 8：30～17：15
静岡県国民健康保険団体 連合会	所在地 静岡市葵区春日2丁目4番34号 電話番号 054-253-5590 FAX 054-205-3315 受付時間 月～金 9：00～17：00

8. 事故発生時の対応について

- ①サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、ご契約者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。
- ②ご契約者に対して当事業所のサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償いたします。

9. ハラスメント対策

- ・事業者は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- ・契約者様、ご家族様または身元保証人等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約を廃止させて頂く場合があります。

10. 虐待防止に関する事項

- 1 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護支援専門員等に周知徹底します。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
 - (3) 介護支援専門員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

虐待防止担当者	居宅介護支援事業所管理者	工藤志乃
---------	--------------	------

- 2 事業者は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報致します。

11. 身体拘束の適正化

事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

12. 感染症の予防及びまん延防止

事業者は、感染症の発生とまん延を防止するために必要な措置を講じます。

- ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底します。
- ・感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備をします。

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 3.テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の示すモニタリングを行うに際し、以下の条件下においてテレビ電話装置等を通したモニタリングを行うことがあります。

テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施方法及びメリット、デメリットは以下の通りです。

同意欄	説明
☐	利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
☐	実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
☐	2月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
☐	移動が不要であるため、ケアマネージャーとの日程調整が容易になります。
☐	訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。
☐	感染が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
☐	利用者の健康状態や住環境等については、面接越しでは確認が難しいことからサービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

1 4.居宅サービス事業所等の選定理由の説明・事業者提供割合の説明

- ・伊東市内介護保険事業所一覧表をご契約者に渡し、各事業所の説明とケアプランに位置付けた理由を説明します。
- ・ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合をご契約者に説明します。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 のぞみケアサービスセンター

説明者職名 介護支援専門員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意します。

利用者住所

氏名 印

代理人住所

氏名 印